

基幹統計調査の承認の状況

(平成 30 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 30 日分)

平成 30 年 4 月 20 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
人口動態調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成30年4月分の調査から、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条第2項に規定する第4号書式の死亡診断書（死体検案書）の様式の改正に伴い、死亡票のうち、「死亡したところの種別」を把握する調査項目の選択肢区分の1つである「介護老人保健施設」を「介護医療院・介護老人保健施設」に変更	H30.3.13
地方公務員給与実態調査	総務大臣	承認事項の変更 平成30年度調査の実施に当たり、調査票の作成は基本的に地方公共団体が行うものの、報告対象データ自体は各職員に係るものであることから、当該実態を踏まえた適切な記載となるよう、①調査対象の属性的範囲、②報告を求める者、③報告を求めるために用いる方法に係る表現ぶりについて変更	H30.3.26
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 平成30年度調査の実施に当たり、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の名称が平成30年4月1日から「農業保険法」に改められるとともに、農業経営収入保険事業の創設等を内容とする法律の一部を改正する法律案が施行されることに伴い、調査対象の範囲及び報告を求める	H30.3.26

		事項において引用していた「農業災害補償法」の法律名及び該当条文を変更	
--	--	------------------------------------	--

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。